

「BB ライフホームドクター」 サービス利用規約 新旧対照表

改定前 (2014年7月1日)	改定後 (2015年3月3日)																														
<p>第12条 (お見舞金サービスの内容およびお支払い金額)</p> <p>お見舞金サービスのお見舞金の種別は、入院見舞金、先進医療見舞金、介護見舞金、虫歯見舞金とし、各種別のお支払い金額、適用範囲は以下のとおりとします。</p> <p>※虫歯とはう蝕症のことを指します。</p> <p>(1) お見舞金の種別、金額、適用範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お見舞金の種別</th> <th>金額</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院見舞金</td> <td>金 10,000 円</td> <td>会員または会員の配偶者が傷害により、日本国内の医療機関で入院した場合</td> </tr> <tr> <td>先進医療見舞金</td> <td>金 100,000 円</td> <td>会員または会員の配偶者が疾病または傷害のため先進医療を受けた場合</td> </tr> <tr> <td>介護見舞金</td> <td>金 100,000 円</td> <td>会員または会員の配偶者が要介護状態となった場合</td> </tr> <tr> <td>虫歯見舞金</td> <td>金 10,000 円</td> <td>会員がう蝕症第1度 (C1)、う蝕症第2度 (C2)、う蝕症第3度 (C3) またはう蝕症第4度 (C4) となり、日本国内の歯科医院でう蝕症治療を受けた場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 入院見舞金のお支払い日より1年間は、新たに傷害で入院されても入院見舞金のご申請はできません。</p> <p>(3) 虫歯見舞金のお支払い日より1年間は、新たにう蝕症で治療されても虫歯見舞金のご申請はできません。</p> <p>(4) 虫歯見舞金の申請は、う蝕症第3度 (C3) または、う蝕症第4度 (C4) の治療の場合、2013年6月4日以降に治療を受けたものが対象となります。</p> <p>また、う蝕症第1度 (C1) または、う蝕症第2度 (C2) の治療の場合、2014年2月4日以降に治療を受けたものが対象となります。</p> <p>(5) 同一の傷害または疾病に起因して複数のお見舞金の種別に該当した場合には、お見舞金の支払いは最大10万</p>	お見舞金の種別	金額	適用範囲	入院見舞金	金 10,000 円	会員または会員の配偶者が傷害により、日本国内の医療機関で入院した場合	先進医療見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が疾病または傷害のため先進医療を受けた場合	介護見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が要介護状態となった場合	虫歯見舞金	金 10,000 円	会員がう蝕症第1度 (C1)、う蝕症第2度 (C2)、う蝕症第3度 (C3) またはう蝕症第4度 (C4) となり、日本国内の歯科医院でう蝕症治療を受けた場合	<p>第12条 (お見舞金サービスの内容およびお支払い金額)</p> <p>お見舞金サービスのお見舞金の種別は、入院見舞金、先進医療見舞金、介護見舞金、虫歯見舞金とし、各種別のお支払い金額、適用範囲は以下のとおりとします。</p> <p>※虫歯とはう蝕症のことを指します。</p> <p>(1) お見舞金の種別、金額、適用範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お見舞金の種別</th> <th>金額</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院見舞金</td> <td>金 10,000 円</td> <td>会員または会員の配偶者が傷害により、日本国内の医療機関で入院した場合</td> </tr> <tr> <td>先進医療見舞金</td> <td>金 100,000 円</td> <td>会員または会員の配偶者が疾病または傷害のため先進医療を受けた場合</td> </tr> <tr> <td>介護見舞金</td> <td>金 100,000 円</td> <td>会員または会員の配偶者が要介護状態となった場合</td> </tr> <tr> <td>虫歯見舞金</td> <td>金 10,000 円</td> <td>会員または会員の配偶者がう蝕症第1度 (C1)、う蝕症第2度 (C2)、う蝕症第3度 (C3) またはう蝕症第4度 (C4) となり、日本国内の歯科医院でう蝕症治療を受けた場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 入院見舞金は補償対象年度 (注) あたり、会員または会員の配偶者のいずれかについて1回のお見舞金支払事由を限度としてお支払いいたします。</p> <p>(注) 対象期間の開始日から1年後の午後12時までとします。以降1年ごとに更新いたします。</p> <p>(3) 虫歯見舞金は補償対象年度あたり、会員または会員の配偶者のそれぞれについて1回のお見舞金支払事由を限度としてお支払いいたします。但し会員の配偶者については、2015年3月3日以降にお見舞金支払事由が発生した場合に限ります。</p> <p>(4) 虫歯見舞金の申請は、う蝕症第3度 (C3) または、う蝕症第4度 (C4) の治療の場合、2013年6月4日以降に治療を受けたものが対象となります。</p>	お見舞金の種別	金額	適用範囲	入院見舞金	金 10,000 円	会員または会員の配偶者が傷害により、日本国内の医療機関で入院した場合	先進医療見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が疾病または傷害のため先進医療を受けた場合	介護見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が要介護状態となった場合	虫歯見舞金	金 10,000 円	会員または会員の配偶者がう蝕症第1度 (C1)、う蝕症第2度 (C2)、う蝕症第3度 (C3) またはう蝕症第4度 (C4) となり、日本国内の歯科医院でう蝕症治療を受けた場合
お見舞金の種別	金額	適用範囲																													
入院見舞金	金 10,000 円	会員または会員の配偶者が傷害により、日本国内の医療機関で入院した場合																													
先進医療見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が疾病または傷害のため先進医療を受けた場合																													
介護見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が要介護状態となった場合																													
虫歯見舞金	金 10,000 円	会員がう蝕症第1度 (C1)、う蝕症第2度 (C2)、う蝕症第3度 (C3) またはう蝕症第4度 (C4) となり、日本国内の歯科医院でう蝕症治療を受けた場合																													
お見舞金の種別	金額	適用範囲																													
入院見舞金	金 10,000 円	会員または会員の配偶者が傷害により、日本国内の医療機関で入院した場合																													
先進医療見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が疾病または傷害のため先進医療を受けた場合																													
介護見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が要介護状態となった場合																													
虫歯見舞金	金 10,000 円	会員または会員の配偶者がう蝕症第1度 (C1)、う蝕症第2度 (C2)、う蝕症第3度 (C3) またはう蝕症第4度 (C4) となり、日本国内の歯科医院でう蝕症治療を受けた場合																													

円となります。

(6) 本サービスの利用期間（注）を通じて、お支払いはお見舞金の種別毎に最大10万円となります。

（注）本サービスの解約後、再度申し込みを行った後の利用期間を含みます。

(7) 同一会員名義で、複数の利用契約を締結されていた場合であっても、お見舞金のお支払い金額は合算されません。

第13条（お見舞金をお支払できない場合—その1共通）

1. 前条に定めるお見舞金について、事由の如何を問わず次の各号のいずれかに該当する場合は、会員はお見舞金を受ける資格がなく、当社はお見舞金をお支払いいたしません。

（1）当社がお見舞金の申請を受け付けた時点で、本サービスの利用契約を解除している場合

第17条（見舞金をお支払できない場合—その4虫歯見舞金）

お見舞金支払事由の発生が、次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、会員は虫歯見舞金を受け取る資格がなく、当社は虫歯見舞金をお支払いいたしません。

（1）第11条第2項に定める対象期間の開始日より前に、会員がう蝕症第1度（C1）、う蝕症第2度（C2）、う蝕症第3度（C3）またはう蝕症第4度（C4）の治療を受けている場合

また、う蝕症第1度（C1）または、う蝕症第2度（C2）の治療の場合、2014年2月4日以降に治療を受けたものが対象となります。

(5) 同一の傷害または疾病に起因して複数のお見舞金の種別に該当した場合には、お見舞金の支払いは最大10万円となります。

(6) 本サービスの利用期間（注）を通じて、お支払いはお見舞金の種別毎に最大10万円となります。

（注）本サービスの解約後、再度申し込みを行った後の利用期間を含みます。

(7) 同一会員名義で、複数の利用契約を締結されていた場合であっても、お見舞金のお支払い金額は合算されません。

第13条（お見舞金をお支払できない場合—その1共通）

1. 前条に定めるお見舞金について、事由の如何を問わず次の各号のいずれかに該当する場合は、会員はお見舞金を受ける資格がなく、当社はお見舞金をお支払いいたしません。

（1）「BBライフホームドクター」お見舞金申請デスクに申請書が到着した時点で、本サービスの利用契約を解除している場合

第17条（見舞金をお支払できない場合—その4虫歯見舞金）

お見舞金支払事由の発生が、次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、会員は虫歯見舞金を受け取る資格がなく、当社は虫歯見舞金をお支払いいたしません。

（1）第11条第2項に定める対象期間の開始日より前に、会員または会員の配偶者がう蝕症第1度（C1）、う蝕症第2度（C2）、う蝕症第3度（C3）またはう蝕症第4度（C4）の治療を受けている場合